

大仙市工事成績評定要領

制定 平成19年5月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成21年12月21日

改正 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、市営請負工事の成績を評定（以下「評定」という。）するために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の予定価格（税込み）が700万円以上の市営請負工事について行うものとする。ただし、緊急工事、電気通信工事、維持修繕工事等で特に必要ないと認めるものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）主任監督員及び監督員 大仙市請負工事監督事務処理要領運用基準（平成17年3月22日決裁。以下「運用基準」という。）第1条第4号及び第5号に定める監督職員をいう。

（2）総括監督員 運用基準第1条第3号に定める監督職員をいう。

（3）検査員 大仙市工事検査規程（平成17年大仙市訓令第81号）第5条第1号に定める検査員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は工事完成のとき及び工事検査の都度行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき行うものとする。

4 前項の評定を行う場合において、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

5 評定は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－5まで）を用いて大仙市工事成績評定表（別記様式第1。以下「評定表」という。）及び細目別評定点採点表（別記様式第2）によって行うものとする。

6 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。評定者が複数いるときは、当該複数の評定者が協議のうえ評定表等を作成するものとする。

(評定表の提出)

第5条 評定者は、評定した評定表、細目別評定点採点表及び考査項目別運用表（以下「評定表等」という。）を建設部都市管理課長に提出するものとする。

（評定表等の集計）

第6条 建設部都市管理課長は、提出を受けた評定表等を取りまとめ、その結果を毎年度、市長、副市長、教育長、部局長及び支所長に報告するものとする。

（評定の公表）

第7条 前条により評定表等を取りまとめ報告したときは、工事成績評定点一覧表（別記様式第7）を大仙市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 公表した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

3 ホームページ掲載の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（評定の結果の通知）

第8条 評定を行ったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第3）及び項目別評定点（別記様式第4）により通知するものとする。

2 前項に規定する事務は、当該工事を担当する課所等が行うものとする。

（評定の修正）

第9条 評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に対し通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）以内に書面により、評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して10日（休日を除く。）以内に工事成績評定に係る説明書（別記様式第5）により回答するものとする。

3 前項の回答を行うときは、大仙市入札契約資格等審査委員会に意見を求めることができるものとする。

4 第1項及び第2項の事項については、第8条及び前条の通知において明らかにするものとする。

（再説明請求等）

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日（「休日」を除く。）以内に書面により、評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して50日（休日を除く。）以内に工事成績評定に係る説明書（別記様式第6）により回答するものとする。

3 前項の回答を行うときは、大仙市入札契約資格等審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

- 4 第1項及び第2項の事項については、第10条第2項の回答において明らかにするものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 「大仙市工事成績評定試行要領」(平成17年10月3日決裁)及び「大仙市工事成績評定試行要領運用基準」(平成18年5月1日決裁)は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年12月21日から施行する。
- 2 「大仙市工事成績評定事務処理要領」(平成19年5月1日決裁)は廃止する。
- 3 第2条のただし書きの運用については、別表のとおりとする。
- 4 第7条の評定の公表は、平成20年度分から行う。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。